

公立大学法人名桜大学と一般財団法人沖縄県北部医療財団との 包括連携協定書

公立大学法人名桜大学（以下「甲」という。）と一般財団法人沖縄県北部医療財団（以下「乙」という。）は、次に掲げる目的を達成するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互の人的・物的資源を有効に活用して連携・協力体制を構築し、沖縄県北部地域における医療提供体制の充実、教育・学術研究の推進及び人材の育成・安定的確保を通じて、地域社会の持続的発展に寄与することを目的として、本協定を締結する。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携・協力する。

- (1) 看護学教育の充実並びに看護人材の育成及び確保に関すること
- (2) 学生の実践的教育・研究活動における学習・研修の場の提供に関すること
- (3) 地域の健康づくり及び地域包括ケア体制の整備に関すること
- (4) 医療及び健診データの利活用並びに学術研究の推進に関すること
- (5) その他、本協定の趣旨及び目的のために必要と認める事項

（意見交換）

第3条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、定期的に意見交換を行う。

（窓口の設置）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力を円滑かつ効果的に推進するため、それぞれに窓口を設置し、相互の連絡及び調整を行う。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た情報について、本協定の有効期間中及び終了後を問わず、守秘義務があることを確認し、漏洩してはならない。ただし、事前に相手方から書面等により承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間満了日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和8年3月16日

甲 沖縄県名護市字為又1220番地1

公立大学法人名桜大学

学長

新川昌範

乙 沖縄県名護市字宇茂佐1710番地25

一般財団法人沖縄県北部医療財団

理事長

大屋祐輔